

第4節 出版等

著作物を印刷、写真、複写その他の方法により可視的に複製する場合又は機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合（公衆送信を伴い複製する場合又は第15節が適用される場合を除く。）の使用料は、これにより製作される複製物（以下「出版物等」という。）の種類又は目的に応じ、次により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

1 販売用出版物等

(1) 歌詞集・楽譜集・ピース等主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の定価（消費税を含まないもの。）の10/100の額を当該出版物等に掲載されている歌詞及び楽曲の総件数で除した額に複製部数（一時に製作される出版物等の数をいう。以下本節において同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、その額が12円を下回る場合は12円とする。

(2) 書籍（(1)に該当する書籍を除く。）

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

500部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで
1,050円	1,200円	1,300円	2,600円	4,350円	6,500円
100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	500,000部を超える場合		
8,700円	13,050円	13,350円	13,650円		

(3) 雑誌、新聞（(1)に該当する雑誌、新聞を除く。）

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで
4,550円	5,100円	5,550円	11,100円	14,800円	18,500円
500,000部まで	1,000,000部まで	3,000,000部まで	5,000,000部まで	5,000,000部を超える場合	
27,750円	37,050円	55,550円	56,800円	58,100円	

(4) その他の商品等

茶碗、のれん、衣料品、玩具等 (1) から (3) 以外の商品等 (当該商品に付随する化粧箱、ラベル等を含む。) の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,900 円	2,150 円	2,350 円	4,700 円	7,800 円	11,750 円
100,000 部まで	300,000 部まで	500,000 部まで	500,000 部を超える場合		
15,650 円	23,500 円	24,050 円	24,600 円		

2 その他の出版物等

1 以外の出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,600 円	1,800 円	1,950 円	3,900 円	6,500 円	9,800 円
100,000 部まで	300,000 部まで	500,000 部まで	500,000 部を超える場合		
13,050 円	19,600 円	20,050 円	20,500 円		

ただし、公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる目的とする出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は次のとおりとする。

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1部あたり 3,000 円
- (イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1部あたり 25,000 円
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の出版物等 複製部数にかかわらず 7,500 円

(出版等の備考)

- ① 1 (1) の規定の「主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等」とは、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数 (前付け、後付け及び広告頁を除く。以下本節において同じ。) に対する割合が 50/100 を超えるものをいう。
- ② 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ③ 1 (2) から 1 (4) の規定が適用される場合において、複製部数が最少区分の 10/100

に満たないときは、該当する規定の最少区分の額の範囲内で減額することができる。

- ④ 1 (1) の規定が適用される場合において、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数に対する割合が 75/100 までのときは、使用料を 75/100 に減額することができる。
- ⑤ 1 (2) 又は (3) の規定が適用される場合において、複製部数が少数の学術専門書・誌であるときは、該当する規定の額から 20/100 を限度として減額することができる。
- ⑥ 2 の規定（ただし書を除く。）が適用される場合において、教育機関（文部科学省が教育機関として定めるもの又はこれに準ずるものをいう。）、非営利団体又は個人が、営利を目的とせず、かつ、無償で出版物等を頒布するときは、使用料を 50/100 に減額することができる。ただし、備考②に該当するときは、この限りではない。
- ⑦ 出版等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。